

移動等円滑化取組計画書

2020年6月25日

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

| |
|---|
| (1) 車両等の整備に関する事項 当社が、保有する路線バス35両のうち（4両ワンステップ・2両高速バスを含む）22両はノンステップバスで、ノンステップ化率62.9%となっている。 2020年度以降車両更新の際ノンステップ車両に更新していく方針である。 |
|---|

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる旅客施設及び車両等 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|-----------------|---------------------------------|
| 車両更新時ノンステップ車両導入 | 今後は、車両更新の際ノンステップ車両に更新していく方針である。 |

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|-----------------|--|
| 乗務員に声掛けをするように指導 | 高齢者、障害者等の旅客に対し、積極的に声掛けを行い旅客の支援することを指導する。 |

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|----------|------------------------------|
| 車内における情報 | 車内の行き先表示機を小型のものを順次大型化する。 |

| | |
|-------|--|
| 提供の拡充 | |
|-------|--|

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|---------------|---|
| 車椅子乗車方法等の車両講習 | 運転士全員に対し、ステップ等の使用方法、介助方法等の指導を行っている。新規採用時も同様に指導している。 |

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

| |
|--------------------------------|
| お客さまからの電話等のご意見を社内全体で共有し改善等をする。 |
|--------------------------------|

IV 前年度計画書からの変更内容

| 対象となる旅客施設及び車両等又は対策 | 変 更 内 容 | 理 由 |
|--------------------|---------|-----|
| | | |

V その他計画に関連する事項

| |
|--|
| |
|--|

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。